

Title	英蘭銀行に関する研究 (二)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.169(59)- 176(66)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英蘭銀行に關する研究 (二)

堀江 歸 一

第三 英蘭銀行現狀に對する批評

英蘭銀行條例は多年攻撃の標的と爲り、今日に至るも尙ほ渝る所を見ず。グールセーユ、セニエールは攻撃の要點を左の如く概括したり。

英蘭銀行は紙幣流通を左右する能はず。若しも英蘭銀行にして割引業務を獨占し、融通の拒絶に依て、商業上に於ける投機の傾向を防遏するを得んには此事を期するを得べしと雖も、斯る場合には、商業社會は敢て英蘭銀行に依頼するを要せず、他の所に於て、低廉に資金の融通を仰ぐを得べし。而して世人が英蘭銀行に依頼する時は信用に於ける普通の源泉の枯渴したる場合なり。斯る時は割引を拒絶する適當の場合な

るか。英蘭銀行は反動的趨勢の現はれたる際、例へば千八百二十五年に於けるが如く、危機の到來を促進せしむ可きものなるか。

千八百四十四年の條例は制定上種々の誤謬に基づくの點あり。即ち銀行は自由に紙幣を増發するを得べしと云ひ、商業は同一數量の貨幣を要すと云ひ、正貨は紙幣よりも安全にして、變動少なしと云ふが如き、何れも不正確の見解たるを免かれず。故に此條例は商業上に於ける自然の異動を律する法則に反して制定せられたるものにして、其實行に臨んで、結果の不満足と危険と相伴つて生じたるは敢て怪むに足らず。

以上の批評に對しては、何等辯駁の餘地なきに拘はらず、英國に於て千八百九十二年以來千八百四十四年の條例を改正するの議に接せざるは何故なりや。容年六月十二日經濟學俱樂部の集會に於て、條例改正の説あるや、衆議は改正を不用とし、又危険なりとしたり。然れども英蘭銀行條例の如く、根本に於て實驗的性質を有し、制定者自ら一

時的と信じたるものに對して、斯る態度に出づるは、決して策の宜しきを得たりとす可からず。然れども千八百四十四年の舊條例を尊重するの思想は英國以外の國に於て、其存在を認む。殊に此條例は最初一部分の成功を遂げ、千八百六十七年以後は實際上全部の成功を收めたるを以て、聊か反對の批評を鎮壓したるの傾あり。隨て最近十年間學者は條例の説明に勉めて、批評を事とせず、又外見よりも、實質に於て弊害の少なきを認むるに至れり。ルロポリュー氏の批評は能く此般の意味を示すに足るものあり。左に其要領を抄出す。

千八百七十年より今日に至るまで、英國並に英蘭銀行は世界に於ける商業並に金融の中心點と爲り、世界に於ける交易並に各種取引に對して資金を融通し、世界に於ける準備金の預托所と爲り、然も此間千八百四十四年の銀行條例の施行を中止することなく、事業の繁昌に依り、又商業上並に金融上の恐慌に依り、種々の變動を生じたる期間を経過したり。實に英蘭銀行は穀

物其他の物品の買入に要する資金を決濟する爲めに、又外國に對する貸付放資に應ずる爲めに金を必要とする人に之を供給して、何等遲滯する所を見ず、單に或る時期に於て此金に對する料金を高率にしたるのみ。

一般の狀況並に千八百四十四年の條例の結果として、英蘭銀行の地位は稍や固定的のものとして、嚴格に云へば信用上の便宜を供給せず。英國の商業並に金融の正貨準備に對する一般の貯藏所と爲るを以て其職務とす。殊に國際上の取引に對して、金を得るは英蘭銀行の職務として重きを置く所なれども、然も平時は限りある供給を保持するのみ。斯の如くにして「銀行主義」は全然廢棄せられ、英蘭銀行はリカードの希望する如く、英國金貨準備の保有者と爲り、併せて國際間の支拂に要する金を備ふるに至れるものなり。

ポリュー氏は更に英蘭銀行の有價證券に對する貸出が佛蘭西銀行の同種貸出よりも制限せらるゝ

の事實を擧げて、英蘭銀行は古代又は中世紀に行はれたる銀行制度に復歸しつつあるものなることを斷言し、次いで左の如く論じたり。

箇人銀行、合資銀行、手形仲買人は夫れ々英蘭銀行より資金の融通を受く可し。而して是等合資銀行は日常の必要に應ずるに足るの紙幣正貨を所有して、準備金に充て、他は英蘭銀行に預入るゝが故に、同銀行は全國銀行の準備金を保有するに至る。此制度は頗る微妙を極むるが如くなれども、千八百七十一年以來何等の危険を生じたるを見ず。

金を吸收する方法は最近二十五年間に屢々實行せられ、諸外國の市場に融通するを得る國際的證券、送金に於ける電信、鐵道、蒸汽船の應用は自ら事態を一新し、比較的少額の準備金は容易に之を増加するを得ると同時に、以前よりも急速に消散するに至れり。

一千八百四十四年の條例は之を廢止す可きか。余は之を廢止せず、寧ろ一部の修正を加ふるの

可なるを認む。紙幣が正貨準備を超過せざるに至るの傾向は次第に顯著ならんとす。此部分に關する條例を改正するは敢て不便なりとせざるも、一方に必ずしも有用なりとせず。

以上掲げたるポリュー氏の説に基き、又他方面の議論を參酌して考ふるに、重要な金融機關又は重要な諸國が倫敦に多額の預金を託するの一事は世人をして金貨に就て急劇に多額の取付を生ずるの疑念を懐かしむるの原因と爲れるや明なり。然らば斯る疑念は實在するものと見る可きや否や。ジャクソン氏は此種取付が實行せらる可く、又發生す可きものに非ざることを論じたり。(註一)即ち氏は斯る計畫の成功す可きものに非ざること信するが如くなれども、一方にバルグレーヴ氏は此點に憂懼を懷き、他の人々もトラスト其他の團結の行はるゝ今日に於て特に危険の大なることを信じ、之に應ずる爲めに、正貨準備の鞏固と紙幣發行の伸縮自在とを希望して已まざるが如し。

(註一) 第一、外國の金融機關は英國に於て現に資金を有せざ

る可からず。然も此資金は之を遊金として存するを許さず、必ず或る方法を以て利殖の道に居る可し。然らば其買入れられたる有價證券が市場に賣却せられ、又資金が市場より回收せらるる以前に、其影響は有價證券の市價又は金利歩合の上に現はれ、外國の機關をして、其蒙る損失より打算し、斯る計畫を放棄するに至らしむ可し。何れにして外國より英國に金を吸收するの時ある可し。前掲書一四頁。

他の方面に於て、英蘭銀行現行の組織には如何なる缺點の認め可きものありや。英蘭銀行を二部に分畫したるは割引歩合の變動を頻繁ならしむるの傾あり。而して之と同一の結果は英蘭銀行に公衆の要求に従て、金を買入るゝの義務を負はしめたるが爲めに生ぜざるを得ず。即ち此義務あるが爲めに、英蘭銀行は地金を過度に蓄積し、割引歩合に異常の低減を見るに至る。又英蘭銀行が銀行業者より預入れたる預金の殘高を明示せざるも缺點なり。更に甚だしきものは所謂「ピール條例の窮屈なる短衫」(Straits Jacket) として、現行の條例を以てしては、其最も價値ある時に、紙幣の發行を増加するを得ず、從來屢々條例の効力を中止し

たるの一事は能く此缺點を明にして餘りありとす。固より正貨準備が紙幣流通高に超過する以上は、吾人の要求するが如き改革は單に思索的價値を有するに止まると雖も、然も現行の制度が何時まで固執せらるゝや甚だ疑はしきと共に、何人とも雖も千八百六十六年に起れるが如き恐慌の再發せざることを保證する者なかる可く、千八百九十年の恐慌の如きリッダーゲル氏の沈思と勇氣とに依て、始めて之を脱するを得たるを思はゞ、前途の困難を想像せざるを得ず。

是等の缺點に加ふるに、英蘭銀行の業務處理の上にも亦非難を加ふるの餘地なしとせず。英蘭銀行の業務は金融市場に於ける銀行業者、金融業者の内より選任せられたる理事の一團に依て處理せらるゝものなるが、此團員は一年毎に多少宛更任し、其長たる總裁は二年を限つて就任す。此制度は其繼續的性質を缺くの故を以て、常に世人の攻撃を受け、寧ろ永久の總裁を置くを以て、利益なりとするの説を唱ふる者少なからず。現にバデオ

ット氏の如き、永久副總裁を置くの必要ありとし、之に依て今、英蘭銀行の營業方針決定に缺けたる先見、機敏、一致の利益を擧げ得べしとしたり。

(註一) 而して千八百四十八年上院に於ける調査委員會も之と同一意見を述べ、英蘭銀行に對して加へらるゝ非難の要點は總裁副總裁の選任が短時日を期限とする爲めに、營業方針に繼續と一致とを缺き、就任順に依て理事をして斯る重職に就かしむる爲めに、種々不都合を生じ、又理事と倫敦商業社會との關係を密接にして、恐慌の際銀行に對する壓迫を大ならしむるに在りとしたり。(註二)

(註一) Bagehot-Lombard Street p.239. (edition 1906)

(註二) Palgrave, p.60 參照

第四 英蘭銀行と國家財政との關係

紙幣發行の特典を有する銀行は其特典に對して、國家に負擔を負はざる可からず。而して此負擔は貸上金、租税、利益預與、國庫勘定に對する或る職務の擔任、公債の處理等種々の方面に分たる。英蘭銀行が國庫に貸上金殊に無利子の貸上金

を爲したるの例は極めて多し。現に歐洲の重なる發行銀行特に英蘭銀行の創立が貸上金の約定に基くものなることは、既に世人の知る所なり。

發行紙幣に對する課税も亦中央銀行の負擔の一なり。思ふに此課税は商業手形に對する印紙税に相當するものにして、紙幣に之を適用するときは自ら不便あるを以て、佛蘭西の如きは全然之を免除し、英國の如きは、之に代つて定額の負擔を課す。或は此點に就て複雑なる制度を立て、紙幣發行高が定額に達するまで課税を免除するも、之を超過する場合に、課税殊に重税を加ふ。獨逸並に白耳義の制度は即ち之に當る。

利益の預與には二種の形態あり。一は普通の利益の預與にして、他は例へば異常に高率なる割引歩合より生ずる異常の利益の預與なり。

最後に國家は中央銀行に財政行政に關する或る義務を托して、間接の利益を收むることあり。

然らば英蘭銀行は實際に國家に對して如何なる義務を盡すや。英蘭銀行が國家に與ふる利益金

の高は他の歐洲諸國中央銀行の類例に比較して少なし。是れ英國の制度に於て、最も稱賛す可き所なり。蓋し國家が中央銀行に紙幣發行の獨占權を付與するは、斯くするを以て、公益に適ひ、又最も危険少なしと認むるが故なり。此種の獨占は公益を理由として始めて存立するを得べし。茲に於てか國家は斯かる獨占は公衆の利益の爲めに設けられたるものなることを思ひ、結局公衆に依て支拂はる可き利益を收用して、獨占に對する賠償金を増すよりも、寧ろ賠償の必要なきに至らしむるを可なりとす。今國家が英蘭銀行より受くる利益を列擧すれば、左の如し。

- 一、英蘭銀行特許權の繼續する間國庫は英蘭銀行借入金に對する利子の支拂を免除せらる。
- 二、國庫は英蘭銀行より一年十八萬磅の定額納付金を受く。
- 三、英蘭銀行が法定の制限以上に、保證準備紙幣發行の許可を得る場合には、割引歩合を引上ぐると共に超過發行より生ずる利益の内發

行の費用を差引き、殘額を國庫に納付することを約定す。

四、國庫收入に關する事務にして、英蘭銀行の負ふもの少なからず。

第一より第三に至る諸項に就ては、特に説明を要せず。第二項の定額納付金は印紙稅免除に對する代償に外ならず。又第三の超過發行より生ずる收益の一部を國庫に收用するは、收入の意味を有するものに非ず、寧ろ銀行が高率の利益に誘はれて、無用危険の發行を爲すことを防ぐの趣意に出づ。故に國家が英蘭銀行の特許權に對する代償に依て得る唯一の收益は一千百萬磅の無利子借入にして、利率を二分五厘として、年額二十七萬五千磅に當る可し。

第四項の義務は便宜之を區別して、(a)國庫並に國庫金に關するもの、(b)國債に關するもの、二とす可し。

(a)國庫並に國庫金に關する英蘭銀行の義務。
英國に於ては各種收入の行政を特別委員會に托

し、委員會は各種租稅を査定するの職務を行ふ。而して此職務の行はるゝや、各種租稅は地方收入官吏に納付せられ、收入官吏より收入長官の手を経て、英蘭銀行へ預入れられ、斯くて大藏省に對して支拂の用に供せらる。現行法の基礎は千八百三十四年の條例を以て定まり、後千八百六十六年に多少の修正を経たるが、要するに關稅委員、内國稅委員、郵便事務長官は各自管掌する收入を英蘭銀行に拂込み、英蘭銀行は之を國庫勘定に繰入れ、其旨を主計長官に報告す。而して國庫は之を一般資金と認め、主計長官より支拂を請求し來る各官廳の勘定に移して、以て支拂を了す。國庫は一年四回、次の四小半季に於ける固定基金勘定の支拂豫算を作製し、若しも收入不足の見込あらんか、主計長官より此旨を英蘭銀行に告知し、一時の貸出を爲さしめ、元利金は次の四小半季に於ける固定基金勘定に屬する收入を以て決濟す。

(b)國債に關する英蘭銀行の義務。

千七百五十一年英國公債の整理せらるゝ以前、

公債の利子は總て大藏省に於て之を支拂ひたれども、同年以後英蘭銀行自ら公債に關する義務を處理することゝ爲れり。固より國債に關する行政は委員會の處理する所に係り、利子は固定基金より支拂せらるれども、尙ほ之に不足を生ずるや、短期手形 (Discount Bill) を發行して、收入を得ることあり。千八百六十六年以來短期手形を廢止し、臨時貸出に依て不足を補ひ、次の四小半季に於て之を償還するの簡便法行はる。

英蘭銀行は單に公債利子支拂の事務を行ふのみならず、公債の行政に關し、國庫と公衆との間に仲介者たる地位に立つ。即ち公債應募者より應募金の拂込を受け、之を帳簿に記入し、更に所有權移轉に關する事務を行ふ。而して公債に關する記入の口座は百七十萬に上り、四百名以上の書記其事務に當る。是等の事務に對して、英蘭銀行が政府より交付せらるゝ金額は(一)取扱高五億磅に達するまで、百萬磅に付き一年三百二十五磅、(二)上記の取扱高を超過したる分に對し、百萬磅に付き

一年百磅の割合を以て計算し、隨て年額十六萬磅内外に達すと云ふ。

次に英蘭銀行と流動公債との關係を見るに、此點に就て英蘭銀行の重要なる任務は流動公債の發行を擧り、世間に其融通の道を求めしむるに在り。千八百六十六年の會計條例は出納證券(Exchange Bill)と出納手形(Exchange Bond)との間に區別を設けたり。蓋し後者は千八百五十三年始めてグラッドストーン氏に依て發行せられ、發行後或る年數の間に償還せられ、定率の利子を付するに反し、前者は國庫に於て、毎四小半季に市場の利子歩合に準じて、利率を定む。以上三種の證券の外に千八百七十七年始めて發行せられたる大藏省證券なるものあり、十二箇月又は之より短かき時期を限つて發行せらるゝを以て其特色とす。是等各種の證券に對して、英蘭銀行の爲す任務は何れも同一にして、毎年十二月一日現在の手形證券百萬磅に付き二百磅の割合を以て、國庫より手数料を收受するものとす。(完)

米國中央銀行設立問題

松田暢

(本稿は「クオタリー、ジョーナル、オブ、エコノミクス」千九百九年五月號に於て、米國「ハーヴァード」大學助教スプレーグ氏が、目下懸案なる米國中央銀行問題に對して下せる批評を抄譯したるものなり)

米國に於ける中央銀行設立の議は、元來彼の國信用機關の不備なる、其運用に蹉跌を生ずること甚だ多く且つ一朝恐慌に際しては全く其機能を失ひ、全經濟社會に災害を及ぼすこと劇烈なるに起因するものにして、近來殊に千九百七年の恐慌以來益々世間の注意を惹き、現に少數ながら有力なる銀行業者及び一部の人士に依て熱心に唱導せられつゝあり。固より是等の禍害に對して米國の法令が認むる保護の規定は、他の諸國に於けるよりも精密且つ多様なると共に、銀行は信用上の債務に對して、佛蘭西を除き他の諸國の銀行よりも多額の貨幣を保持すと雖も、是は單に外觀の安全強

固を示すに過ぎずして、實際を見れば貸付歩合の變動は他の諸國に於けるよりも劇しきのみならず、更に甚だしきに至ては、國立銀行創立以來前後三回即ち千八百七十三年、千八百九十三年及び千九百〇七年の恐慌に當て米國の銀行中支拂を停止したるもの少なしとせず。

翻て外國中央銀行の狀態を見るに、中央銀行は國庫機關として國庫金運用の衝に當り、爲めに米國獨立國庫制定の下に於けるが如き資金の逼迫を防ぎ、紙幣發行の權を收めて通貨の伸縮を自在ならしめ、恐慌に際しては、平時保守着實を旨とせる經營方針を取れる結果として、自由に貸付の請求に應じ、又他銀行を指導して共同的動作に出でしむるを常とす。即ち外國に於ける中央銀行は米國に於ける金融上の病症を救濟するに適當なる機關なること明白にして、米國に於て中央銀行設立案の提出せらるゝも亦故なきに非ず、況や歐洲諸國の學者並に實際家の間に中央銀行を目して完全に發達したる銀行制度に於て必要缺く可からざる

一特徴と認め、又實際に其實あるに於てをや。

中央銀行の金融上に於ける效果斯の如しと雖も吾人は之を以て直に米國に於ける中央銀行に同一の效果あるとを信するを得ず、蓋し歐洲諸國と米國との間に自ら事情を異にするものあればなり、彼の米大陸の、國土極めて廣濶なる、果して能く中央銀行の效果を全からしむるや否や、或は露國に於ける經驗を以て其效果を豫測し得るが如しと雖も、兩國間に於ける信用制度發達の程度及び其政體の相異は、彼の例を以て直に之に適用するを得ず、固より範圍及び效果の問題に就ては各人其説を異にし、議論の岐るゝ處なれども、彼の支店數の如き、獨、佛諸國の中央銀行に於ては五百を以て足れりとする場合に、米國の中央銀行は數千の支店を設けて、始めて一般に中央銀行の効果を普及するを得べし。而して斯く支店を設けたる場合に、地方銀行業者の反對を蒙るは勿論差し當り本店は如何にして斯く遠隔の地方に在る支店を監督統御す可きや。或は加奈陀に於ける先例の如き